

【出生届】を提出された方へ

お子様について、住民登録をしている市町村で手続きが必要な場合がありますので、ご確認ください。

西東京市に住民登録をする方につきましては、次の手続きが必要となります。

項目	手続き	お問合せ先	備 考
住民票の異動	住民票の手続きは必要ありません。 ※お子様のマイナンバー通知カードは、約1ヶ月後に住民票上のご住所へ、世帯主の方宛に送付されます。お急ぎでマイナンバーが必要な場合は、窓口でマイナンバー記載の住民票をご請求ください。(自動交付機ではマイナンバー記載の住民票は発行できません。)	市民課 受付係(田無庁舎) 042-460-9820 保谷庁舎総合窓口係 042-438-4020	
西東京市 国民健康保険に 加入している方	直接支払制度を利用されなかった方、 出産費用が出産育児一時金を下回った方、 海外で出産された方は、申請が必要です。 詳しくは担当係にお問い合わせください。	保険年金課 国保給付係 042-460-9821	必要な書類は、お問い合わせください。
児童手当・乳幼児 医療費助成を 受ける方	(保谷庁舎総合窓口係で手続きされた方を除き) 担当課にお寄りください。 児童手当は、原則申請日の翌月からの支給です。 ただし、出生日の翌日から15日以内に申請をした場合には、出生月の翌月からの支給です。	子育て支援課 手当助成係 042-460-9840	必要な書類は、お問い合わせください。

※その他西東京市でサービスを受けている方は、それぞれの担当課でご確認ください。
また、『西東京市暮らしの便利帳』をご参照ください。

西東京市役所市民部市民課
平成30年6月作成